

令和 2 年度知的財産総合支援事業に係る
「グローバルニッチ企業知的財産取得補助」

(外国特許等出願補助)

公募要領

一般社団法人 沖縄県発明協会

一般社団法人沖縄県発明協会(以下「沖縄県発明協会」という。)では、沖縄県から「令和 2 年度知的財産総合支援事業」を受託し実施します。本事業のうち、「グローバルニッチ企業知的財産取得補助(外国特許等出願)」に係る補助金等を以下の要領で公募します。

1. 目的

県内中小企業者における積極的かつ戦略的な外国への事業展開を促進するため、知的財産の活用に積極的な県内中小企業に対し、外国特許等出願経費の一部補助、専門家の指導を実施します。

2. 対象となる企業等

以下のすべての要件を満たす中小企業等とします。

- (1) 県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する者とする）、または中小企業者で構成される企業グループであること。
- (2) 外国への特許等出願を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- (3) 補助を受けようとする外国への特許等出願に関し、外国で特許権、意匠権又は商標権が成立した場合に、当該権利を活用した海外事業展開を計画していること。
- (4) 支出する経費が妥当なものであり、自己負担部分の資金を支払う資本力があること。
- (5) 特許等出願の実施、沖縄県発明協会等との連絡、手続き等必要な事項を行う社内体制があること。
- (6) 県税の滞納がないこと。
- (7) 国、県、その他同様の趣旨で補助等を受けていないこと。

3. 対象となる出願

- (1) 国内の先行（技術）調査等からみて、外国での特許権等登録の可能性を有すると判断されること。
- (2) 出願等に至るスケジュールが妥当なものであり、特許等出願の手続き及び補助対象経費の精算が令和 3 年 1 月末日までに完了すること。

4. 補助対象経費

(1) 該当する補助対象経費

区分	経費
外国特許庁への出願	外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用 その他外国特許庁への出願に関連する通信費、振込手数料
PCT 出願	国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願予備審査手数料、補正手数料、現地代理人費用、国内代理人費用 その他外国特許庁への出願に関連する通信費、振込手数料
国際商標出願	国際商標出願手数料、国際商標出願費用、現地代理人費用、国内代理人費用
国際意匠出願	国際意匠出願手数料、国際意匠出願費用、現地代理人費用、国内代理人費用
その他	海外での権利保護に直接関連性があると沖縄県発明協会が認める費用(要事前相談)

※但し、いずれも支援事業者決定通知後から令和 2 年 1 月末までに支出されたもの。

(2) 補助内容

- ① 補助率 補助対象経費の 2/3 以内。
- ② 補助額 特許権 100 万円(1 社あたり上限)、意匠権・商標権 30 万円(1 社あたり上限)
複数案件の申請、複数の出願国の申請は可能ですが、上限は変わりません。
- ③ 補助対象経費として認められない費用
国内出願にかかる費用、PCT 出願を基礎とした日本国特許庁への国内移行手数料、先行調査費用、出願にかかる支援事業者の人件費、交通費、光熱水費、食糧費、研究開発に係る設備導入、運転費用、デザイン費用など。

5. 公募方法

(1) 公募対象 上記2. の資格を満たす企業・団体等

(2) 提出書類

応募書類は、沖縄県発明協会ホームページからダウンロードできます。または沖縄県発明協会まで、ご請求いただければ、送付いたします。

- ① グローバルニッチ企業知的財産取得補助 申請書(様式第 1 号)
- ② グローバルニッチ企業知的財産取得補助 実施計画書(様式第 2 号)
- ③ 経費に関する資金計画書(様式第 3 号)
- ④ その他必要と認める書類

※添付書類として以下をご提出ください。

- ・ 法人登記簿謄本の写し(個人事業者の場合は、住民票の写し)
- ・ 会社の事業概要
- ・ 決算報告書(直近1期分)
- ・ 県税事務所が発行する県税に未納がないことの証明書(直近1年分)
- ・ 基礎となる出願書類の写し
- ・ 先行技術(意匠・商標)調査の結果(実施結果を添付)
- ・ 代理人等からの経費見積書

(3)応募方法 上記の書類を下記9.の提出先まで持参又は郵送にてご提出ください。

なお、郵送の場合は公募期間内に到着すること。

(4)公募期間 令和2年4月20日(月)～5月29日(金)

6. 支援事業者の選定

- (1)選定方法 5.(2)に掲げる書類を以って応募した中小企業等から、グローバルニッチ企業知的財産取得補助審査委員会(以下、「審査委員会」という)により、予算の範囲内で数社程度を選定します。
- (2)選定基準 外国特許等出願の新規性、実現性などを基準に選定します。
- (3)結果通知 審査後、速やかに応募者に対し通知します。
- (4)その他 提出書類は、沖縄県発明協会で適切に管理し、知的財産に関する事項等知り得た情報は、審査会委員を含め、漏えいしないことを約束し、補助金交付後も応募者に無断で使用しません。

7. 事業実施期間 支援事業者決定通知日～令和3年1月29日まで

8. 年間スケジュール

令和2年4月20日	公募開始
5月29日	公募締切り(提出書類締切日)
6月上旬	審査委員会開催 応募者のプレゼンによる審査をもって、補助金交付候補者を選定 (審査結果を通知)
選定以降	沖縄県へ補助金交付申請書の提出 沖縄県より補助金交付決定通知書の送付(※特許等出願の開始)
令和3年1月29日	補助金の精算完了
2月	支援事業者による成果報告会(予定)

9. 書類提出先、問い合わせ

〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター317号室

一般社団法人 沖縄県発明協会 担当:大兼(オオカネ)

TEL:098-859-2810 FAX:098-859-2811

以上